

新型コロナウイルス感染症に関連する事業者向け支援メニュー

本資料は仙台市が、各支援メニューを一覧形式でまとめたものです。支援メニューの内容等については、随時変更となることでもありますので、各問い合わせ先にご確認ください。

仙台市中小企業支援課作成（更新日：令和4年4月28日）

目次	相談窓口	P 1	雇用支援	P11~12
	補助金・助成金等（お金をもらう）	P 1~ 8	情報発信	P12
	融資（お金を借りる）	P 8~10	観光・宿泊	P12~13
	税金等関係	P10~11	その他	P13~14

※「補助金・助成金等（お金をもらう）」について、◎は要件を満たせば支給されるもの、○は審査等があるもの。

ジャンル	国	県	市	メニュー	概要等	利用方法	問い合わせ先
相談窓口			○	仙台市中小企業応援窓口	仙台市産業振興事業団では、仙台駅近くのAER（アエル）7階で、以下の相談対応を行う窓口を開設しています。 ・小規模事業者持続化補助金や雇用調整助成金等、国や県等の各種助成金申請書の作成・手続き支援 ・テレワーク導入支援 ・相談者への専門家派遣 ・事業計画、販路開拓、商品開発、資金繰り、事業承継等の各種経営相談 等	詳細は右記にお問い合わせください。	公益財団法人仙台市産業振興事業団 経営支援課 TEL：022-724-1122
			○	独立行政法人中小企業基盤整備機構東北本部へのご相談	経営に関する相談、ハンズオン支援（専門家派遣）、販路開拓、ものづくり支援等を行っています。	詳細は右記にお問い合わせください。	独立行政法人中小企業基盤整備機構東北本部 企業支援課 TEL:022-716-1751
			○	公益財団法人みやぎ産業振興機構へのご相談	資金調達、販路開拓、人材育成等の相談対応等を行っています。	詳細は右記にお問い合わせください。	公益財団法人みやぎ産業振興機構 TEL:022-222-1310
補助金・助成金等（お金をもらう）			◎	事業復活支援金	新型コロナウイルス感染症により、大きな影響を受ける中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者に対して、事業規模に応じた給付金を支給します。 対象者：新型コロナウイルス感染症の影響を受け、2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が、2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者（中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者） 給付額： 売上高減少率50%以上の場合、上限額は法人最大250万円、個人最大50万円 売上高減少率30%以上50%未満の場合、上限額は法人最大150万円、個人最大30万円 申請期間：令和4年1月31日（月）～5月31日（火） 申請前に必要な登録確認機関による事前確認の実施は5月26日（木）まで	Web上での申請 https://jigyofukkatsu.go.jp/ 詳細は右記にお問い合わせください。	事業復活支援金事務局 申請者専用 相談窓口 TEL：0120-789-140 IP電話等からのお問い合わせ先：03-6834-7593
			◎	仙台市中小企業等事業復活支援給付金	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、国の「事業復活支援金」の給付決定を受けた個人事業者・中小企業等に給付金を支給します。 対象者：次の①、②の両方を満たす個人事業者・中小企業等 ①（個人事業者）住民登録又は事業所の所在地が仙台市内であること（中小企業 [※] ）登記上の本店を仙台市内に置いていること（その他法人）登記上の主たる事務所を仙台市内に置いていること ②国の「事業復活支援金」の給付決定を受けていること [※] 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律第2条第1項に該当する企業 支給額：国の「事業復活支援金」給付決定額の1/10（千円未満切捨て）。個人事業者の場合最大5万円、法人の場合最大25万円。 申請期間：令和4年3月17日（木）～7月29日（金）	郵送での申請 詳細は仙台市ホームページをご確認ください。 http://www.city.sendai.jp/kikakushien/jigyosha/jigyofukkatsushienkyuhukin.html	仙台市中小企業等事業復活支援給付金事務局 TEL：022-214-3151

ジャンル	国	県	市	メニュー	概要等	利用方法	問い合わせ先
補助金・助成金等 (お金をもらう)				◎ 支援金 【新規】 仙台市宿泊事業者事業継続支援金	<p>新型コロナウイルス感染症の影響及び令和4年3月16日に発生した地震により売り上げが大きく減少した宿泊事業者の事業継続を下支えするため、支援金を支給します。</p> <p>対象者：次の①・②を満たす中小企業等の宿泊事業者 ①令和4年3月又は4月のいずれかの月の売上高が令和元年から令和3年の間の同じ月と比較して30%以上減少していること。 ②令和4年3月16日の地震により宿泊施設の建物、設備に100万円以上の損害を受けたこと。</p> <p>支給額：宿泊施設の建物、設備の被害額の10%相当を支給。ただし、宿泊施設あたり2,000万円を上限とします。</p> <p>申請期間：令和4年5月中旬以降を予定</p>	<p>今後、市HP等でお知らせするほか、各宿泊施設へ郵送でご案内する予定です。</p> <p>詳細は右記にお問い合わせください。</p>	<p>仙台市文化観光局観光課 TEL：022-214-3018</p>
				○ 再構築支援 中小企業等事業再構築促進補助金（事業再構築補助金）	<p>ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するため新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援する補助金です。</p> <p>対象者：中小企業者等 補助額：【通常枠】中小2/3(6,000万円超は1/2)、中堅企業1/2(4,000万円超は1/3)、従業員数に応じて上限8,000万円、【大規模賃金引上枠】中小2/3(6,000万円超は1/2)、中堅1/2(4,000万円超は1/3)、従業員数101人以上上限1億円、【回復・再生応援枠】中小3/4、中堅2/3、従業員数に応じて上限1,500万円、【最低賃金枠】中小3/4、中堅2/3、従業員数に応じて上限1,500万円、【グリーン成長枠】中小1/2、中堅1/3、中小上限1億円、中堅上限1.5億円 公募期間：第6回令和4年3月28日(月)～6月30日(木)、第7回令和4年7月頃公募開始予定、第8回令和4年10月頃公募開始予定</p>	<p>Web上での申請 https://jigyousaikouchiku.go.jp/ 詳細は右記にお問い合わせください。</p>	<p><事業再構築補助金事務局コールセンター> ナビダイヤル 0570-012-088 IP電話用 03-4216-4080</p> <p><Webでのお問い合わせ> https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/keieisien02/saikouchiku/</p>
				◎ 再構築支援 【新規】 宮城県中小企業等事業再構築支援補助金【国の「事業再構築補助金」への上乗せ補助】	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とした新しい行動・生活様式の浸透等、ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための新分野展開、事業転換、業態転換等の事業再構築を支援する補助金です。</p> <p>対象者：県内に本店を有する法人又は県内に住所を有する個人事業主 補助額：国の「事業再構築補助金」の補助対象経費にかかる事業者の自己負担分の1/3、上限500万円 申請受付期間：令和4年4月18日(月)～令和5年1月31日(火)</p>	<p>郵送での申請 詳細は右記にお問い合わせください。</p>	<p>宮城県中小企業等事業再構築支援補助金事務局 TEL：022-797-3511</p>
				○ 再構築支援 【新規】 宮城県中小企業等事業再構築支援補助金【宮城県独自補助】	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とした新しい行動・生活様式の浸透等、ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための新分野展開、事業転換、業態転換等の事業再構築を支援する補助金です。</p> <p>対象者：県内に本店を有する法人又は県内に住所を有する個人事業主 補助額：2/3、上限500万円 申請受付期間：令和4年4月18日(月)～5月31日(火)</p>	<p>郵送での申請 詳細は右記にお問い合わせください。</p>	<p>宮城県中小企業等事業再構築支援補助金事務局 TEL：022-797-3511</p>

ジャンル	国	県	市	メニュー	概要等	利用方法	問い合わせ先
補助金・助成金等（お金をもらう）				ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（ものづくり補助金）	<p>中小企業等による生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資を支援する補助金です。</p> <p>対象者：中小企業・小規模事業者等 補助額：【通常枠】中小1/2、小規模・再生事業者2/3、従業員数に応じて上限1,250万円、【回復型賃上げ・雇用拡大枠】2/3、従業員数に応じて上限1,250万円、【デジタル枠】2/3、従業員数に応じて上限1,250万円、【グリーン枠】2/3、従業員数に応じて上限2,000万円 公募期間：第10次締切令和4年3月15日（火）～5月11日（水）</p>	<p>Web上での申請 https://portal.monodukuri-hojo.jp/ 詳細は右記にお問い合わせください。</p>	<p>ものづくり補助金宮城県地域事務局 TEL：022-222-5266</p>
				小規模事業者持続化補助金	<p>小規模事業者が行う販路開拓や生産性向上の取組に要する経費の一部を支援する制度です。この制度は、商工会、商工会議所のサポートを受けながら経営計画書、補助事業計画書を作成し、審査を経て採択が決定された後、所定の補助を受けます。</p> <p>対象者：小規模事業者等 補助額： 【通常枠】2/3、上限50万円、【賃金引上げ枠】2/3(赤字事業者は3/4)、上限200万円、【卒業枠】2/3、上限200万円、【後継者支援枠】2/3、上限200万円、【創業枠】2/3、上限200万円、【インボイス枠】2/3、上限100万円 申請受付締切：第8回令和4年6月3日（金）、第9回令和4年9月中旬、第10回令和4年12月上旬、第11回：令和5年2月下旬</p>	<p>Web上又は郵送での申請 【仙台市内（旧泉市・宮城町・秋保町を除く）の方】商工会議所地区小規模事業者持続化補助金事務局 https://r3.jizokukahojokin.info/ 【旧泉市・宮城町・秋保町の方】全国商工会連合会 https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/ 詳細は右記にお問い合わせください。</p>	<p>【仙台市内（旧泉市・宮城町・秋保町を除く）の方】 仙台商工会議所 経営支援グループ TEL：022-265-8127</p> <p>【旧泉市・宮城町・秋保町の方】 みやぎ仙台商工会 TEL：022-372-3545</p>
				サービス等生産性向上IT導入支援事業費補助金（IT導入補助金）	<p>中小企業・小規模事業者等が自社の課題やニーズに合ったITツールの導入を支援する補助金です。ITツールとはパッケージソフトの本体費用、クラウドサービスの導入・初期費用等です。</p> <p>対象者：中小企業・小規模事業者等 補助額：【通常枠】1/2、上限450万円、【デジタル化基盤導入枠】会計・受発注・決済・ECソフト3/4（50万円超は2/3）、上限350万円、PC・タブレット等1/2、上限10万円、レジ・券売機等1/2、上限20万円 申請受付締切：【通常枠】1次令和4年5月16日（月）、2次令和4年6月13日（月）、【デジタル化基盤導入枠】2次令和4年5月16日（月）3次令和4年5月30日（月）、4次令和4年6月13日（月）</p>	<p>Web上での申請 https://www.it-hojo.jp/ 詳細は右記にお問い合わせください。</p>	<p>サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター TEL：0570-666-424</p>
				事業承継・引継ぎ補助金	<p>事業承継を契機として新しい取り組み等を行う中小企業等及び、事業再編、事業統合に伴う経営資源の引継ぎを行う中小企業等を支援する制度です。</p> <p>対象者：中小企業者等 補助額：【経営革新事業】1/2～2/3、上限600万円、【専門家活用事業】2/3、上限600万円（M&Aが未成約の場合は300万円）、【廃業・再チャレンジ事業】2/3、上限150万円 申請受付期間：【専門家活用事業】令和4年4月22日（金）～5月31日（火）</p>	<p>Web上での申請 https://jsh.go.jp/r3h/ 詳細は右記にお問い合わせください。</p>	<p>事業承継・引継ぎ補助金事務局 経営革新 TEL：050-3615-9053 専門家活用/廃業・再チャレンジ TEL：050-3615-9043</p>

ジャンル	国	県	市	メニュー	概要等	利用方法	問い合わせ先
補助金・助成金等 (お金をもらう)				◎ 応援金 【更新】 がんばる中小企業応援事業 令和4年度仙台市地域産業応援金	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるため、国・中小企業生産性革命推進事業、国・中小企業等事業再構築促進事業の活用や国・経営力向上計画、県・経営革新計画を作成する市内事業者に対して、取り組みを後押しする応援金を支給します。</p> <p>対象者：【中小企業】本店を仙台市内に置いていること、【個人事業主】住民登録または事業所の所在地が仙台市内であること、【その他法人】主たる事業所を仙台市内に置いていること 主な要件：令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に、下記の対象補助金・対象計画を活用していること 1. 中小企業生産性革命推進事業に係る各補助金（ものづくり補助金、持続化補助金、IT導入補助金、事業承継・引継ぎ補助金）の交付決定 2. 中小企業等事業再構築促進補助金（事業再構築補助金）の交付決定 3. 宮城県中小企業等事業再構築支援補助金（県独自補助分）の交付決定 4. 中小企業等経営強化法に基づく「経営力向上計画」の認定 5. 中小企業等経営強化法に基づく「事業継続力強化計画」の認定およびこれに基づく訓練・教育の実施 6. 中小企業等経営強化法に基づく「経営革新計画」の承認 支給額： 1. 国・県の補助金の交付決定額に応じて10万円、20万円、50万円、100万円 2. 経営力向上計画の認定または県・経営革新計画の承認に対して10万円 3. 国・事業継続力強化計画の認定およびこれに基づく訓練・教育の実施に対して5万円 申請期限：令和5年3月31日（金）まで（必着）</p>	<p>郵送での申請</p> <p>詳細は仙台市ホームページをご確認ください。 http://www.city.sendai.jp/kikakushien/ouenkin_r4.html</p>	<p>仙台市経済局中小企業支援課 TEL：022-214-7329</p>
				○ 再起支援 【新規】 令和4年度中小企業等再起支援事業補助金	<p>新型コロナウイルス感染症の影響によって業況が悪化し、事業活動に支障をきたしている中小企業・小規模事業者等が、早期の再起を図るために行う、販路開拓、生産性向上及び感染防止対策に関する新たな取組を支援する補助金です。</p> <p>対象者：県内に本社・本店、または事務所を有する中小企業・小規模事業者（個人事業主を含む）等 支給額：2/3、上限100万円 申請期限：令和4年4月1日（金）～5月31日（火）</p>	<p>郵送での申請 https://miyagi-chusho-saiki.jp/r4/ 詳細は右記にお問い合わせください。</p>	<p>宮城県中小企業等再起支援事業補助金事務局 TEL：022-266-3821</p>

ジャンル	国	県	市	メニュー	概要等	利用方法	問い合わせ先
補助金・助成金等（お金をもらおう）	○			<p>【新規】 令和3年度文化芸術振興費補助金 文化施設の活動継続・発展等支援事業</p>	<p>文化芸術活動の基盤となる博物館や劇場・音楽堂等の文化施設に対して、感染症防止対策のガイドラインを踏まえた活動継続・発展等の取組への支援とともに、ウイズコロナを見据えた活動再開・再生に向けて文化施設の配信等に必要な機材等の環境整備を支援するもの。</p> <p>対象者：劇場、音楽堂（劇場法の実演芸術を行う文化施設）、博物館（博物館法の登録・相当施設、類似施設も含む）、ライブハウス、映画館の設置者又は管理者等（一定の要件を満たす必要あり）。</p> <p>対象事業： 以下の感染対策及び配信等の環境整備に要する経費。 （１）感染対策事業 感染対策に必要な消耗品、サーモグラフィカメラ、空気清浄機等の衛生面の対策にとって必要となる物品の確保、空気汚染モニタリング、来館前の体調チェックのためのアプリの導入等のICTを活用した感染対策等の対策に関する事。 （２）環境整備事業 施設や設備の抗菌等の清掃や受付時の接触を回避するオンラインチケット・キャッシュレス決済の導入等に関する事。 （３）空調設備等の改修・増設事業 施設の空調設備の改修・増設やトイレ等の抗菌改修工事に関する事。 （４）配信等環境整備事業 ①配信等支援 映像や音声の配信に係る経費のうち、配信機材等の確保に関する事。 ②環境整備支援 映像や音声の配信のための環境整備（システム環境、課金システム、プラットフォーム構築等）に関する事。</p> <p>補助上限額： （１）感染対策事業 400万円 （２）環境整備事業 300万円 （３）空調設備等の改修・増設事業 2,000万円 （４）配信等環境整備事業 配信等支援 400万円、環境整備支援 2,000万円 申請受付期間：令和4年4月8日（金）～5月13日（金）</p>	<p>詳細は文化庁ホームページをご覧ください。 https://www.jmuse.or.jp/02program/projects.php?cat=13</p>	<p>（劇場・音楽堂等） （株）エイチ・アイ・エス 文化施設感染症対策支援室 TEL：050-1752-6260 メール：bunka-shisetsu@his-world.com</p> <p>（博物館） （公財）日本博物館協会 博物館感染症対策支援室 TEL：03-5832-9108 メール：corona2022@j-muse.or.jp</p>
				<p>ARTS for the future! 2 （コロナ禍からの文化芸術活動の再興支援事業）</p>	<p>長期にわたるコロナ禍により甚大な影響を受けた文化芸術活動の再興を図るため、プロの文化芸術関係団体（法人を含む。以下同。）が、感染対策を十分に実施した上で積極的に公演等を開催し、その活動の充実・発展を図る取組を支援するもの。</p> <p>対象者：公演等の主催者である以下の（a）（b）に該当する法人もしくは任意団体 （a）国内のプロの文化芸術関係団体 （b）国内の文化施設の設置者又は運営者</p> <p>対象事業：音楽、演劇等（文化芸術基本法第8条から第12条に定める文化芸術分野）の分野で、令和4年1月～12月に実施される下記（1）または（2）に該当する事業 （1）充実支援事業 有料一般公開される公演や展覧会、映画の製作等であって、その更なる充実・発展を図る積極的な取組がなされているもの （2）キャンセル料支援事業 緊急事態措置やまん延防止等重点措置、水際措置等により延期・中止せざるを得なくなった（1）の公演等 補助上限額：600万円～2,500万円（1団体につき1回のみ申請可。公演等の従事人員数、団体規模に応じて補助上限区分が決定） 申請受付期間：令和4年3月28日（月）～予算消化の目途が立つまでの間、随時募集</p>	<p>詳細は事務局ホームページをご覧ください。 https://www.vipo.or.jp/project/aff2/</p>	<p>特定非営利活動法人映像産業振興機構（VIPO） TEL:0120-070-113</p>

ジャンル	国	県	市	メニュー	概要等	利用方法	問い合わせ先
補助金・助成金等 (お金をもらう)				文化芸術支援 ○ 持続可能な未来へ向けた文化芸術環境形成助成 (環境形成助成)	<p>地域における文化芸術の創造力や発信力を高め、まちづくりや人びとの暮らしの課題解決に寄与する取組みを支援するもの。</p> <p>対象事業：市内を拠点として活動し、文化芸術活動の実績がある個人・団体・施設が令和4年8月10日(水)～令和5年3月31日(金)(令和4年6月1日(水)から事業の一部を先行実施可)に実施する下記の文化芸術事業 (1) 文化芸術の力を活用して社会課題に向き合う協働事業 (2) 地域の文化芸術活動の基盤をつくる事業 (3) 大きな波及力をもつアートプロジェクト型事業</p> <p>採択件数：15～20件程度 助成上限額：200万円 申請受付期間：令和4年5月12日(木)～5月18日(水)</p>	<p>申請書及び添付書類を作成のうえ、Eメールまたは郵送で(公財)仙台市市民文化事業団総務課企画調整係に提出してください。 提出書類は(公財)仙台市市民文化事業団ホームページ内からダウンロードできます。 https://ssbj.jp/</p>	<p>公益財団法人 仙台市市民文化事業団総務課企画調整係 TEL：022-727-1875</p>
				交流人口 ○ 【更新】ハイブリッド形式コンベンション開催助成制度	<p>仙台市で開催される現地参加とWeb経由のオンライン参加を組み合わせたハイブリッド形式のコンベンションを対象に、開催経費の一部を50万円を上限として助成します。</p> <p>条件： 参加者総数：100人以上 その他条件：①または② ①現地外国人参加者 10人以上 ②現地県外参加者 50人以上(参加対象地域が全国規模) 内容：オンライン配信に係る経費に対して50万円を上限に助成。 助成期間：令和4年4月1日(金)～令和5年3月31日(金)</p>	<p>詳細は仙台観光国際協会ホームページをご覧ください。 https://www.sentia-sendai.jp/conventionnavi/fund-support/#hybrid</p>	<p>公益財団法人 仙台観光国際協会 MICE事業部 MICE推進課 TEL：022-268-9603</p>
				○ 【更新】仙台市企業内会議・研修会等開催助成	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けた宿泊施設等の利用促進と地域の消費拡大を図るため、企業が開催する市内での宿泊を伴う参加者10人以上・宿泊者数10人泊以上の会議・研修会等に対して、経費の一部を助成します。</p> <p>助成金額：1人泊あたり5,000円(上限1,000,000円/件) 対象期間：令和4年4月15日(金)～令和5年2月28日(火)までに実施される会議・研修会等 申請受付期間：令和4年4月1日(金)～令和5年2月13日(月) ※開催日の10営業日(土・日・祝日除く平日)前までの申請が必要</p>	<p>詳細は仙台観光国際協会ホームページをご覧ください。 https://www.sentia-sendai.jp/conventionnavi/mi/subsidy/</p>	<p>公益財団法人 仙台観光国際協会 MICE事業部 MICE推進課 TEL:022-268-9603</p>
	◎			休業関係 雇用調整助成金	<p>「新型コロナウイルス感染症の影響」により、「事業活動の縮小」を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持を図るために、「労使間の協定」に基づき「雇用調整(休業)」を実施する事業主に対して、休業手当などの一部を助成するものです。 (事業主が労働者を出向させることで雇用を維持した場合も支給対象となります。)</p> <p>条件：売上等5%以上減少し、労働者を一時的に休業させた場合等 内容：休業手当の中小企業4/5、大企業2/3を助成(解雇等を行わない場合は中小企業9/10、大企業3/4) ※上限1人1日 9,000円(令和4年3～6月) ※アルバイトなど、雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当は、「緊急雇用安定助成金」の助成対象となります。(雇用調整助成金と同様に申請できます) ※緊急事態宣言の実施区域、又はまん延防止等重点措置の対象区域において都道府県知事による営業時間の短縮等の要請等に協力する企業について、助成率を最大10/10、日額上限を15,000円に引き上げる特例が適用になります。</p>	<p>詳細は宮城労働局もしくはコールセンターにお問い合わせください。</p> <p>なお、仙台市では、雇用調整助成金や休業支援金等について、社会保険労務士が申請書の書き方や添付書類などについてアドバイスを行う相談窓口を開設しています。 相談希望の方は下記にお問い合わせください。</p> <p>公益財団法人仙台市産業振興事業団 人材確保支援課 TEL：022-724-1116</p>	<p>宮城労働局 職業対策課助成金部門 TEL：022-299-8063</p> <p>学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金 コールセンター TEL：0120-603-999</p>

ジャンル	国	県	市	メニュー	概要等	利用方法	問い合わせ先
補助金・助成金等（お金をもらう）				新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	<p>新型コロナウイルス感染症及びまん延防止の措置の影響により休業させられた労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受け取ることができなかった方に対し、支給します。 ※短時間勤務、シフトの日数減少なども対象になります。</p> <p>内容：労働者の申請により、休業前賃金の8割（令和4年1月から月額上限8,265円）を支給するもの ※緊急事態宣言の実施区域、又はまん延防止等重点措置の対象区域において都道府県知事による営業時間の短縮等の要請等に協力する場合で、事業主に休業させられる労働者が休業手当を受け取れないときは月額上限額が11,000円になります。</p>	<p>詳細は宮城労働局もしくはコールセンターにお問い合わせください。</p> <p>なお、仙台市では、雇用調整助成金や休業支援金等について、社会保険労務士が申請書の書き方や添付書類などについてアドバイスを行う相談窓口を開設しています。 相談希望の方は下記にお問い合わせください。 公益財団法人仙台市産業振興事業団 人材確保支援課 TEL：022-724-1116</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター TEL：0120-221-276</p>
				産業雇用安定助成金	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合、出向元と出向先の双方の事業主に対して、その出向に要した賃金や経費の一部を助成します。 ※出向期間終了後は元の事業所に戻って働くことが前提です。</p> <p>助成内容： ①出向運営経費 出向元事業主および出向先事業主が負担する賃金、教育訓練および労務管理に関する調整経費など、出向中に要する経費の一部を助成（上限1人1日12,000円） ②出向初期経費 就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるために用意する機器や備品などの出向に要する初期経費の一部を助成</p>	<p>詳細は宮城労働局もしくはコールセンターにお問い合わせください。</p> <p>なお、仙台市では、雇用調整助成金や休業支援金等について、社会保険労務士が申請書の書き方や添付書類などについてアドバイスを行う相談窓口を開設しています。 相談希望の方は下記にお問い合わせください。 公益財団法人仙台市産業振興事業団 人材確保支援課 TEL：022-724-1116</p>	<p>宮城労働局 職業対策課助成金部門 TEL：022-299-8063</p>
				【更新】 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金	<p>令和3年8月1日（日）から令和4年6月30日（木）までの間に、以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主を支援します。 1. 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドラインなどに基づき、臨時休業などを行った小学校など（保育所等を含みます）に通う子ども 2. 新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校などを休む必要がある子ども</p> <p>【労働者に有給の休暇を取得させた事業者向け】 内容：令和3年8月1日（日）から令和4年6月30日（木）までの間で、休暇中に支払った賃金相当額×10/10 上限月額：11,000円（令和4年1、2月）、9,000円（令和4年3～6月） ※緊急事態宣言対象区域等の要件を満たす場合15,000円 申請期限：令和4年1月1日（土）から3月31日（木）までの休暇 →令和4年5月31日（火） 令和4年4月1日（金）から6月30日（木）までの休暇 →令和4年8月31日（水）</p> <p>【委託を受けて個人で仕事をする方向け】 内容：令和3年8月1日（日）から令和4年6月30日（木）までの間で、就業できなかった日について、1日当たり定額5,500円（令和4年1、2月）、4,500円（令和4年3～6月） ※緊急事態宣言対象区域等の要件を満たす場合7,500円（定額） 申請期限：令和4年1月1日（土）から3月31日（木）までの休暇 →令和4年5月31日（火） 令和4年4月1日（金）から6月30日（木）までの休暇 →令和4年8月31日（水）</p>	<p>支給要件の詳細や具体的な手続きは厚生労働省ホームページにて確認ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/page/07_00002.html</p> <p>ご不明な点は、右記コールセンターにお問い合わせください</p>	<p>学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金 コールセンター TEL：0120-603-999</p>

ジャンル	国	県	市	メニュー	概要等	利用方法	問い合わせ先
補助金・助成金等 (お金をもらう)	◎			休業関係	<p>休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が、安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍できる職場環境を整備するため、当該女性労働者のために有給の休暇制度を設けて取得させた事業主を助成します。</p> <p>【主な支給要件】 【共通】</p> <p>①新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師または助産師の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度（年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の6割以上が支払われるものに限る）を整備すること</p> <p>②有給休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理指導の内容とあわせて労働者に周知すること</p> <p>【新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金】の場合</p> <p>③令和3年4月1日（木）から令和4年3月31日（木）までの間に、当該休暇を合計して5日以上労働者に取得させること 支給額：1事業場につき1回限り 15万円 申請期間：対象労働者の有給休暇の延べ日数が合計5日に達した日の翌日から令和4年5月31日（火）まで</p> <p>【両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース）】の場合</p> <p>③令和2年5月7日（木）から令和4年3月31日（木）までの間に、当該休暇を合計して20日以上労働者に取得させること 支給額：対象労働者1人当たり 28.5万円 申請期間：対象労働者の有給休暇の延べ日数が合計5日に達した日の翌日から令和4年5月31日（火）まで</p>	<p>申請書をホームページからダウンロードし、宮城労働局雇用環境・均等室へ提出 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11686.html</p>	<p>宮城労働局 雇用環境・均等室 TEL：022-299-8844</p>
				保証料補給対象	<p>新型コロナウイルス感染症により影響を受けている中小企業者の方へ、一般枠とは別枠で借入債務の100%保証の対象となる金融支援を行います。</p> <p>条件：売上高20%以上減少 融資限度額：8,000万円 利率：年1.3% 保証料：年0.70% ※保証料は上限50万円まで仙台市補給</p>	<p>融資実行は指定金融機関からになります。最初に金融機関へのご相談を推奨しております。</p> <p>制度利用にあたり、仙台市の認定が必要となります。右記担当課にお問い合わせください。</p>	<p>仙台市経済局中小企業支援課 TEL：022-214-1003</p>
				保証料	<p>特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠で借入債務の80%保証の対象となる金融支援を行います。</p> <p>条件：売上高5%以上減少・指定業種 融資限度額：8,000万円 利率：年1.3% 保証料：年0.67% ※保証料は上限50万円まで仙台市補給</p>	<p>融資実行は指定金融機関からになります。最初に金融機関へのご相談を推奨しております。</p> <p>制度利用にあたり、仙台市の認定が必要となります。右記担当課にお問い合わせください。</p>	<p>仙台市経済局中小企業支援課 TEL：022-214-1003</p>
融資 (お金を借りる)				保証料	<p>新型コロナウイルス感染症により影響を受け、本市制度融資の対象資金により資金調達を行った中小企業者の方が当初支払った信用保証料を仙台市が補給します。</p> <p>条件：上記、セーフティネット保証関連融資（4号・5号）、起業家支援資金（新事業創出支援融資）を令和4年4月1日（金）以降に融資実行された中小企業者</p> <p>内容：信用保証料を上限50万円まで仙台市が補給</p>	<p>仙台市より送付される申請書を提出することが必要となります。申請書は、融資実行された翌月中旬頃に対象の方へ郵送で送付します。</p> <p>なお、申請書の提出時には、 ①対象資金の融資実行が確認できる書類（融資契約書等） ②当初支払った保証料がわかる書類（「信用保証決定のお知らせ」等） ③事業内容が分かる資料の添付が必要です。</p>	<p>仙台市経済局中小企業支援課 TEL：022-214-1003</p>

ジャンル	国	県	市	メニュー	概要等	利用方法	問い合わせ先
融資（お金を借りる）				新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付 「新型コロナ対策資本金劣後ローン」	キャッシュフローが不足するスタートアップ企業や一時的に財務状況が悪化し企業再建等に取り組む企業に対して、民間金融機関が資本とみなすことができる期限一括償還の資本金劣後ローンを供給します。 対象事業者：事業計画書を策定し、民間金融機関等による支援を受けられる等の支援体制が構築されている方等 貸付限度：（中小企業事業）最大10億円、（国民生活事業）7,200万円 貸付期間：5年1ヶ月、7年、10年、15年、20年（期限一括償還）	詳細は右記にお問い合わせください。	日本政策金融公庫 仙台支店 中小企業事業 TEL：022-223-8141
				資本金劣後ローン	新型コロナウイルス感染症の影響による業況悪化に伴い資本の毀損等が懸念される中、本来の収益力を回復するまで「財務安定化に向けた資本の増強」が必要な事業者に対し、資本金劣後ローンにて事業の成長・継続を支援します。 対象事業者：事業計画書を策定し、民間金融機関等による支援を受けられる等の支援体制が構築されている方等 貸付限度：最大10億円 貸付期間：5年1ヶ月、7年、10年、15年、20年（期限一括償還）	詳細は右記にお問い合わせください。	商工組合中央金庫 仙台支店 TEL：022-225-7411
				新型コロナウイルス感染症伴走支援型資金	金融機関が中小企業者に対して継続的な伴走型での支援を実施することにより、経営の安定や生産性の向上を図ることを目的とした資金です。 条件：セーフティネット保証(4号・5号)の認定を受けた中小企業者 融資限度額：6,000万円 利率：年1.6%以内 保証料：実質年0.2%相当額の負担	詳細は右記にお問い合わせください。 ※仙台市の事業者は仙台市で認定いたします	宮城県経済商工観光部商工金融課 TEL：022-211-2744
				災害復旧対策資金	新型コロナウイルス感染症により売上高が減少した中小・小規模事業者に対し、災害復旧対策資金により資金繰りを支援します。 条件：売上高10%以上減少 融資限度額：5,000万円 利率：年1.6%以内 保証料：年0.45%～1.00%	詳細は右記にお問い合わせください。 ※仙台市の事業者は仙台市で認定いたします	宮城県経済商工観光部商工金融課 TEL：022-211-2744
				給付金 【更新】 新型コロナ対策資本金劣後ローン連動型給付金	日本政策金融公庫または商工組合中央金庫の新型コロナ対策資本金劣後ローンと民間金融機関からの協調支援等により財務体質の強化と資金繰り改善に取り組む事業者に対し、利子相当分を給付金として支給します。 対象：市内に本店のある中小企業等 支給要件：令和2年8月3日（月）から令和5年3月31日（金）の期間内に融資が実行されていること 給付額：資本金劣後ローン及び協調融資の当初5年間の利子相当分合算で500万円を上限	対象となる事業者の方は、申請書を仙台市のホームページからご準備いただき、必要書類と合わせてご提出ください。 http://www.city.sendai.jp/kikakushien/shihonseikyufu.html	仙台市経済局中小企業支援課 TEL：022-214-1003
				実質無利子・無担保 【更新】 日本政策金融公庫 新型コロナウイルス感染症特別貸付 (実質無利子・無担保対象)	新型コロナウイルス感染症の影響を受け一時的な業況悪化を来し、かつ、中長期的に業況が回復し発展することが見込まれる者を支援します。 【中小企業事業】※中小企業向け 条件：売上高5%以上減少 融資限度額：6億円 利率：年1.08% →当初3年間、3億円までを限度に、利率0.18% 【国民生活事業】※小規模事業者、個人事業主向け 条件：売上高5%以上減少 融資限度額：8,000万円 利率：年1.23% →当初3年間、6,000万円までを限度に、利率0.33%	詳細は右記にお問い合わせください。	日本政策金融公庫 仙台支店 【中小企業事業】 TEL：022-223-8141 【国民生活事業】 TEL：022-222-5173、022-222-5377
				【更新】 商工中金による「危機対応融資」 (実質無利子・無担保対象)	新型コロナウイルス感染症の影響を受け一時的な業況悪化を来し、かつ、中長期的に業況が回復し発展することが見込まれる者を支援します。 条件：売上高5%以上減少 融資限度額：6億円 利率：年1.08% →当初3年間、3億円までを限度に、利率0.18%	詳細は右記にお問い合わせください。	商工組合中央金庫 仙台支店 TEL：022-225-7411

ジャンル	国	県	市	メニュー	概要等	利用方法	問い合わせ先
融資（お金を借りる）				【更新】 小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資） ※新型コロナウイルス対策別枠（実質無利子・無担保対象）	商工会議所や商工会などの経営指導を受けている小規模事業者の商工業者が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人でご利用できる制度です。 条件：売上高5%以上減少・小規模事業者 融資限度額：1,000万円 無担保・保証人不要 利率：年1.23% →当初3年間 年0.33%	詳細は右記にお問い合わせください。	【仙台市内（旧泉市・宮城町・秋保町を除く）の方】 仙台商工会議所 経営支援グループ TEL：022-265-8127 【旧泉市・宮城町・秋保町の方】 みやぎ仙台商工会 TEL：022-372-3545
				【更新】 生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付（実質無利子・無担保対象）	生活衛生関係の事業を営む方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来している方であって、かつ中長期的に業況が回復し発展することが見込まれる者を支援します。 条件：売上高5%以上減少・生活衛生関係営業（旅館、飲食、理容店など） ※振興計画認定組合の組合員以外は設備資金のみ 融資限度額：8,000万円 無担保 利率：1.23% →当初3年間 6,000万円までを限度に年0.33%	詳細は右記にお問い合わせください。	日本政策金融公庫 仙台支店 国民生活事業 TEL：022-222-5173
				【更新】 新型コロナウイルス対策衛経融資	生活衛生同業組合などの経営指導を受けている生活衛生関係の事業を営む小規模事業者が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人で利用できる制度です。 条件：売上高5%以上減少・生活衛生関係営業（旅館、飲食、理容店など） 融資限度額（別枠）：1,000万円 無担保 利率：運転資金年1.23% →当初3年間 年0.33%	詳細は右記にお問い合わせください。	日本政策金融公庫 仙台支店 国民生活事業 TEL：022-222-5173
				新型コロナウイルス感染症にかかる衛生環境激変対策特別貸付	感染症または食中毒の発生による衛生環境の著しい変化（衛生環境の激変）に起因して、一時的な業況悪化から衛生水準の維持向上に著しい支障を来している生活衛生関係の事業を営む方の経営の安定を図るための特別貸付制度です。 条件：売上高10%以上減少・旅館、飲食店および喫茶店営業 融資限度額（別枠）：（旅館業）3,000万円（飲食店営業および喫茶店営業）1,000万円 利率：年1.83% 返済期間7年以内（うち据置期間2年以内）	詳細は右記にお問い合わせください。	日本政策金融公庫 仙台支店 国民生活事業 TEL：022-222-5173
税金等関係			市税	市税の猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があったなど、市税を納期限までに納めることが困難な事情がある場合に、納税の相談を受け付けております。猶予制度を利用できる場合もありますのでお問い合わせください。	詳細は右記の各区相談窓口にお問い合わせください。	青葉区・・・北徴収課 022-214-8152 泉区・・・北徴収課 022-214-5027 宮城野区、若林区・・・南徴収課 022-214-8153 太白区・・・南徴収課 022-214-8154 仙台市外・・・徴収対策課 022-214-8661
			県税	県税の猶予	新型コロナウイルス感染症に関連する以下のようなケースに該当する場合は、猶予制度があります。 ・災害により財産に相当な損失が生じた場合 ・本人又は御家族が病気にかかった場合 ・事業を廃止し、又は休止した場合 ・事業に著しい損失を受けた場合	詳細は事業所の所在地によって、該当する窓口にお問い合わせください。	宮城県仙台北県税事務所（青葉区の一部、宮城野区の一部、泉区） TEL：022-275-9120 宮城県仙台中央県税事務所（青葉区の一部、宮城野区の一部、若林区） TEL：022-715-0624 宮城県仙台南県税事務所（太白区） TEL：022-248-2963

ジャンル	国	県	市	メニュー	概要等	利用方法	問い合わせ先
税金等関係				国税 国税の猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、次の要件のすべてに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、猶予が認められます。 ・ 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。 ・ 納税について誠実な意思を有すると認められること。 ・ 猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと。 ・ 納付すべき国税の納期限から6か月以内に申請書が提出されていること。	詳細は事業所の所在地によって、該当する窓口にお問い合わせください。	仙台北税務署（青葉区の一部、宮城野区の一部、泉区） TEL：022-222-8121 仙台中税務署（青葉区の一部、宮城野区の一部、若林区） TEL：022-783-7831 仙台南税務署（太白区） TEL：022-306-8001
				水道 水道料金・下水道使用料の相談窓口	お支払いの猶予・分納についてご相談を希望される方は、問い合わせ先にご相談ください。	詳細は右記にご相談ください。	【青葉区・泉区でご利用の方】 仙台市水道局北料金センター 022-371-8830 【宮城野区・若林区・太白区でご利用の方】 仙台市水道局南料金センター 022-304-0023 ※地下水等をご使用している事業所等で使用水量を申告していただいている場合、公設浄化槽をご使用の方 仙台市建設局業務課 022-214-8337
				ガス 【新規】 ガス料金の支払い相談窓口	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、一時的にガス料金の支払いが困難となっている方のご相談に応じます。	詳細は右記にご相談ください。	ガス局お客さまセンター Tel：0800-800-8977 （平日：月曜日～金曜日 8：30～17：00）
				法人市民税 法人市民税の申告期限の延長	法人市民税の申告期限は、法人税（国税）の取り扱いに準じるため、新型コロナウイルス感染症の影響により法人税の申告期限を延長した場合には、同様に法人市民税の申告期限が延長されます。	【書面による申告の場合】 申告の際、税務署に提出した「災害による申告、納付等の期限延長申請書」の写し（税務署の收受印があるもの）を添付。 【電子申告の場合】 申告の際、地方税ポータルサイトからダウンロードした「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請（eLTAX様式）」に、所定の事項を記載し添付。	【法人税の申告期限の延長】 国税庁のホームページをご覧ください。管轄の税務署へお問い合わせください。 【法人市民税の申告】 仙台市財政局市民税企画課 TEL：022-214-1102
				事業所税 事業所税の申告期限の延長	新型コロナウイルス感染症の影響により、期限内に事業所税の申告・納付をすることができないやむを得ない理由があるときは、その理由が止んだ日から2か月以内の範囲で、申告・納付期限を延長することができます。	申告書の作成・提出が可能となった時点で、事業所税申告書の備考欄に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限の延長申請」と記載し提出。	仙台市財政局市民税企画課 TEL：022-214-1101
				厚生年金 厚生年金保険料等の猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により、厚生年金保険料等の納付が困難な場合は、猶予制度を受けられることがあります。	詳細は管轄の年金事務所へご相談ください。	管轄の年金事務所へご相談ください。
雇用支援				職業相談・紹介、職業訓練の申込、雇用保険失業給付等の手続き	新型コロナウイルス感染症の影響により、失業された場合等は、管轄のハローワークにご相談ください。	詳細は右記へご相談ください。 （ハローワーク仙台管轄区域：仙台市、名取市、岩沼市、亶理町、山元町）	ハローワーク仙台 TEL：022-299-8811
				求職者向け 無料職業紹介事業	求職者と宮城県内の求人企業とのマッチングを実施しています。登録求職者向けにキャリア相談も行っています。	詳細は右記にお問い合わせください。	公益財団法人仙台市産業振興事業団 人材確保支援課 TEL：022-724-1116
				求職者向け 就職活動中の学生等向けのオンライン相談	新型コロナウイルスの感染予防対策の一環として、キャリア・コンサルティング（しごとに関する個人向け相談窓口）をオンライン方式で実施しています。	詳細は右記にお問い合わせください。	公益財団法人仙台市産業振興事業団 人材確保支援課 TEL：022-724-1116
				求職者向け オンラインによる就職活動を行う学生を対象としたスペースの無償貸し出し	新型コロナウイルスの感染拡大防止措置として企業の採用活動がオンラインにシフトしてきていることから、就職活動をしている方向けに、オンライン就活用の会場を無料で貸し出しています。	詳細は右記にお問い合わせください。	公益財団法人仙台市産業振興事業団 人材確保支援課 TEL：022-724-1116

ジャンル	国	県	市	メニュー	概要等	利用方法	問い合わせ先
雇用支援			○	企業向け 企業における採用活動のオンライン化導入支援	新型コロナウイルスの感染拡大防止措置の一環として、企業向けに実施している「採用コンサルティング」内で、ウェブ面接・ウェブ企業説明会の導入支援をしています。	詳細は右記にお問い合わせください。	公益財団法人仙台市産業振興事業団 人材確保支援課 TEL：022-724-1116
	○		○	企業向け 雇用シェア・マッチング支援	仙台市産業振興事業団において、公益財団法人産業雇用安定センターと連携しながら、雇用シェア（在籍型出向）を支援するとともに、兼業、副業等柔軟な働き方を促進します。	詳細は右記にお問い合わせください。	公益財団法人産業雇用安定センター 宮城事務所 TEL：022-726-1826
			○	求職者・企業向け 仙台市奨学金返還支援事業	貸与型奨学金を利用している学生が本制度の協力企業に就職した場合、年間18万円を上限に奨学金の返還を3年間支援する事業です。	詳細は右記にお問い合わせください。	仙台市経済局商業・雇用支援課 TEL：022-214-1007
			○	求職者・企業向け 【更新】 仙台市若者就労・定着支援事業	コロナ禍により就職が困難な状況に置かれた新卒者や内定の取消しを受けた方、非正規雇用で働いている方や職を失った方等で20歳から35歳までの方を対象に、マッチングイベントの開催等により就職支援・定着支援を行います。 本事業の対象の方を積極的に採用する意向のある企業も募集します。	事業者の公募に向けて準備中です。 詳細は右記にお問い合わせください。	仙台市経済局商業・雇用支援課 TEL：022-214-1007
			○	求職者・企業向け 【更新】 仙台市就職氷河期世代就職支援事業	概ね36歳から51歳までの就職氷河期世代で正規雇用を希望しながらも非正規雇用となっている方や、新型コロナウイルス感染症の影響での失業された方を対象に、就職支援研修・マッチングイベントの開催等により、正規雇用につながる就職支援を行います。 本事業の対象の方を積極的に採用する意向のある企業も募集します。	詳細は右記にお問い合わせください。	(運営) 事業委託先 株式会社パソナ パソナ・仙台 TEL：0120-740-122
情報発信			○	発信 仙台市経済局Facebookでの情報発信	新型コロナウイルス感染症を要因とした需要落ち込み等に対策を講じる際の情報発信支援として、仙台市経済局Facebookをご利用いただけます。	ご希望の方は右記にお問い合わせください。	仙台市経済局経済企画課 TEL：022-214-8275
			○	発信 せんだいE企業だよりでの情報配信	「せんだいE企業だより」では、企業の皆様・起業家の皆様に公的機関による企画や新型コロナウイルス感染症を受けての支援制度等の情報をリアルタイムで配信しています。	仙台市産業振興事業団ホームページより登録してください。 https://www.siip.city.sendai.jp/mailmaga/public/bin/publictop_m.html	公益財団法人仙台市産業振興事業団 総務課（E企業だより担当） TEL：022-724-1212
観光・宿泊	○			交流人口 GoToトラベルキャンペーン	多種多様な旅行・宿泊商品の割引と、旅行先で幅広く使用できる地域共通クーポンの発行により、感染拡大により失われた観光客の流れを地域に取り戻し、観光地全体の消費を促すことで、地域における経済の好循環を創出しようとする事業です。 【地域共通クーポンの取扱店舗の登録】 GoToトラベルキャンペーンを利用した旅行者に付与される地域共通クーポンの取扱店舗を希望される事業者の方は、登録申請が必要となります。 【旅行・宿泊割引販売事業者の登録】 GoToトラベルキャンペーンにおける旅行・宿泊割引販売事業者を希望される旅行会社・OTA等の旅行者や宿泊事業者の方等は、登録申請が必要となります。 ※現在、全国で一斉停止中です。	詳細はキャンペーンの事業者向け申請サイトをご覧ください。 https://biz.goto.jata-net.or.jp/	Go To トラベル事業 コールセンター TEL：0570-017-345 TEL：03-6747-3986

ジャンル	国	県	市	メニュー	概要等	利用方法	問い合わせ先
観光・宿泊	○			GoToEatキャンペーン	<p>「みやぎGoToEat食事券」及び「認証店おうえん食事券」の発行により、感染予防対策に取り組みながら営業する飲食店及び食材を供給する農林漁業者を支援する事業です。</p> <p>【「みやぎGoToEat食事券」の利用店舗の登録】 利用店舗登録を希望される事業者の方は、食事券発行事務局までお問い合わせの上、登録申請が必要となります。</p> <p>【「認証店おうえん食事券」の利用店舗の登録】 ※事前に「みやぎ飲食店コロナ対策認証店」として認証を受けることが必要です 詳細は、後出の【みやぎ飲食店コロナ対策認証制度】をご覧ください。</p> <p>①既に「みやぎGoToEat食事券」の登録店舗である場合 「みやぎ飲食店コロナ対策認証店」として認証された後、自動的に登録されます。</p> <p>②「みやぎGoToEat食事券」に登録していない場合 「みやぎ飲食店コロナ対策認証店」としての認証に加えて、別途参加登録手続きが必要となりますので、食事券発行事務局までお問い合わせください。</p> <p>※食事券の発行は、終了しています。 食事券の利用期限は、令和4年4月30日（土）となります。</p>	<p>詳細は事務局ホームページをご覧ください。 みやぎGoToEat食事券事務局ホームページ https://gte-miyagi.jp/gte/ 認証店おうえん食事券事務局ホームページ https://gte-miyagi.jp/ouen/</p>	<p>GoToEatキャンペーン 宮城県 食事券発行事務局 加盟店用コールセンター TEL : 0570-005-110 MAIL : info@gte-miyagi.jp</p>
	○			がんばろう！商店街事業	<p>消費者や生産者等が「地元」や「商店街」の良さを再認識するきっかけを作るため、商店街等がイベント、商材開発、プロモーション制作を実施します。</p> <p>※がんばろう！商店街事業について、詳細は現在調整中です</p>	<p>詳細は事務局ホームページをご覧ください。 https://gotoentry.meti.go.jp/</p>	<p>がんばろう！商店街事務局コールセンター TEL : 0120-339-510</p>
	○			イベントワクワク割	<p>チケットの割引等により、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって甚大な影響を受けている文化芸術やスポーツに関するイベントの需要喚起を図ります。 ※フィジカルに開催されるイベントは、イベント参加者のワクチン接種歴又は陰性の検査結果のいずれかが確認できることが割引の条件。</p> <p>【チケット販売事業者等の方】 取り扱うチケット代金の20%割引が支援され、取扱いイベントやチケット販売の増加が期待できます。</p> <p>【主催者の方】 主催するイベントチケット代金の20%割引が支援されるため、チケット販売の増加が期待できます。</p>	<p>詳細は事務局ホームページをご覧ください。 https://wakuwari.go.jp/</p>	<p>イベントワクワク割チケット販売事業者等専用窓口 TEL : 03-6384-5343</p> <p>イベントワクワク割主催者・イベント参加者窓口 TEL : 0570-005-272 (IP電話等からのお問い合わせ先) TEL : 03-6704-4105</p>
その他	○			仙台 感染症対策・地域経済循環プロジェクト	<p>仙台市では、仙台商工会議所、みやぎ仙台商工会と連携し、『思いやり』と『会社・お店とお客様双方の対策意識向上による地域経済の循環・再生』をキーワードに、全市的に感染症対策に取り組むプロジェクトを行っています。 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向け、ポスター、ガイドブック、ステッカー及びロゴマークをご活用いただけます。</p>	<p>詳細は仙台商工会議所ホームページをご確認ください。 https://www.sendaicci.or.jp/corona-pj/pj1.html</p>	<p>仙台市経済局経済企画課 TEL : 022-214-8275</p>
	○			【新規】 がんばる中小企業応援事業 補助金獲得セミナー・補助金活用事例紹介	<p>国や県の各種補助金の獲得を支援するためのセミナー等を開催するとともに、仙台市ホームページで、実際の補助金活用事例を紹介します。</p>	<p>セミナーの開催予定及び過去の実施内容 https://www.city.sendai.jp/kikakushien/jigyosha/keza/hojokin/</p> <p>補助金活用事例紹介 https://www.city.sendai.jp/kikakushien/jireisyu.html</p>	<p>仙台市経済局中小企業支援課 TEL : 022-214-7329</p>
	○			商店街イベント助成事業	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けている商店街等団体が、地域の特性を活かし、交流人口の拡大や集客・販売促進につながるイベント事業を行う場合に事業費の一部を助成します。</p>	<p>詳細は仙台市ホームページをご確認ください。 https://www.city.sendai.jp/shogyoshinko/download/bunyabetsu/shigoto/yushi/kofu.html</p>	<p>仙台市経済局商業・雇用支援課 TEL:022-214-1001、022-214-1004</p>

ジャンル	国	県	市	メニュー	概要等	利用方法	問い合わせ先
その他			○	商店街魅力向上支援事業	商店街が地域の特性を活かし、地域のコミュニケーションを高め、交流人口の拡大や集客・販売促進につながるイベント事業を行う場合、又は各商店街の創意工夫により商店街の魅力を高め、来街者の増加に繋がる取組を行う場合に事業費の一部を助成します。	詳細は仙台市ホームページをご確認ください。 https://www.city.sendai.jp/shogyoshinko/download/bunyabetsu/shigoto/yushi/kofu.htm	仙台市経済局商業・雇用支援課 TEL:022-214-1001、022-214-1004
			○	商店街チャレンジ応援事業	新型コロナウイルス感染症により売上減少などの影響を受けている商店街が、新規性を有する事業に挑戦する際に事業費の一部を助成します。	詳細は仙台市ホームページをご確認ください。 https://www.city.sendai.jp/shogyoshinko/download/bunyabetsu/shigoto/yushi/kofu.htm	仙台市経済局商業・雇用支援課 TEL:022-214-1001、022-214-1004
			○	認証制度 みやぎ飲食店コロナ対策認証制度	県内飲食店における感染防止策を強化し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を断続的に抑え込むとともに、県が第三者として認証することで利用客の増加につなげ、県内飲食業の振興を図ります。 本制度では、各店舗における感染対策状況を職員等が現地に赴いて確認し、県が作成した認証基準を満たした店舗に、認証ステッカーを交付します。	詳細は右記にお問い合わせください。	みやぎ飲食店コロナ対策認証制度コールセンター TEL:0570-035-080
			○	道路占用 【更新】 沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用許可の緩和	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等を支援するための緊急措置として、沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用許可について、これまでの許可基準を弾力的に判断するとともに、一定の条件の下で占用料を免除し、道路管理者として路上利用を支援します。 期間：令和4年9月30日（金）まで	商店街等の団体からの申請となりますが、詳細はお住まいの区の区役所・宮城総合支所道路課・秋保総合支所建設課へお問い合わせください。	青葉区道路課 TEL:022-225-7211(代表) 宮城総合支所道路課 TEL:022-392-2111(代表) 宮城野区道路課 TEL:022-291-2111(代表) 若林区道路課 TEL:022-282-1111(代表) 太白区道路課 TEL:022-247-1111(代表) 秋保総合支所建設課 TEL:022-399-2111(代表) 泉区道路課 TEL:022-372-3111(代表)
			○	公園内営業 【更新】 都市公園における臨時的な飲食店等の営業にかかる許可	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により事業者のみなさまが深刻な経営状況にあることから、飲食店等（調理済の飲食物を店舗販売している事業者の方を含みます）を支援するための緊急措置として、仙台市の所管する一定以上の面積を有する公園内での臨時営業について許可します。 期間：令和4年9月30日（金）まで	詳細は右記の各公園担当部署にお問い合わせください。	・七北田公園、向山中央公園、高砂中央公園 仙台市建設局公園管理課 TEL:022-214-8395 ・上記以外の公園（希望される公園のある、区・総合支所の窓口にご相談ください） 青葉区公園課 TEL:022-225-7211(代表) 宮城総合支所公園課 TEL:022-392-2111(代表) 宮城野区公園課 TEL:022-291-2111(代表) 若林区公園課 TEL:022-282-1111(代表) 太白区公園課 TEL:022-247-1111(代表) 秋保総合支所建設課 TEL:022-399-2111(代表) 泉区公園課 TEL:022-372-3111(代表)